平成 24 年５月28 日

各　位

会　社　名　五洋インテックス株式会社
代 表 者 名　代表取締役社長　大脇 功嗣
（ＪＡＳＤＡＱ・コード７５１９）
問 合 せ 先
役職・氏名　取締役総務経理部長　小林光博
電　　話　0568-76-1050

第三者割当による第１回無担保転換社債型新株予約権付社債および第１回新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、第三者割当による第１回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下、「本新株予約権付社債」という。）および第三者割当による第１回新株予約権（「以下、「本新株予約権」という。」）の発行に係る募集を行うことについて決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

１．募集の概要

（１）第１回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）発行に係わる募集

①	発　行　期　日	平成 24 年６月 29 日
②	新株予約権の総数	20 個
③	社債および新株予約権の発行価額	各社債の発行価額：5,000,000 円 （額面 100 円につき金 100 円） 但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
④	当該発行による潜在株式数	1,785,700 株
⑤	資金調達の額	100,000,000 円（差引手取概算額：91,000,000 円）
⑥	転　換　価　額	56 円
⑦	行　使　期　間	平成 24 年６月 30 日から平成 26 年６月 29 日
⑧	募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当により、ドリーム５号投資事業有限責任組合に全て割当てる。
⑨	上記の各号については、平成 24 年６月 28 日開催予定の当社定時株主総会において本新株予約権付社債に関する議案が承認されること及び金融商品取引法に基づく効力発生を条件とします。	

（注）本新株予約権付社債の特徴

・繰上償還条項

本新株予約権付社債の発行後、平成26年6月29日まで（当日を含む。）のいずれかの５連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の毎日の終値が転換価額の50％を下回った場合には、本新株予約権付社債の社債権者はその選択により、

当社に対して事前通知を当該５連続取引日の最終日の翌取引日から５取引日後の日まで（当日を含む。）の間に、償還日まで50取引日以上の期間を定めて、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を額面100円につき金100円で繰り上げ償還することを当社に対して請求する権利を有する。

（２）第１回新株予約権発行に係わる募集

①	発　行　期　日	平成 24 年６月 29 日
②	新株予約権の総数	50 個（１個当たりの目的株式数 64,520 株）
③	発　行　価　額	総額 1,850,000 円（新株予約権１個当たり 37,000 円）
④	当該発行による潜在株式数	3,226,000 株
⑤	資金調達の額	201,862,000 円（差引手取概算額：187,768,900 円） （内訳）新株予約権発行分：　1,850,000 円 新株予約権行使分：200,012,000 円
⑥	行　使　価　額	62 円
⑦	行　使　期　間	平成 24 年６月 30 日から平成 26 年６月 29 日
⑧	募集又は割当方法（割当予定先）	第三者割当により、ドリーム５号投資事業有限責任組合に全て割当てる。
⑨	上記の各号については、平成 24 年６月 28 日開催予定の当社定時株主総会において本新株予約権に関する議案が承認されること及び金融商品取引法に基づく効力発生を条件とします。	

（注）本新株予約権の特徴

（１）行使価額及び対象株式数が固定されている。

発行当初から行使価額は62円で固定されており、将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から3,226,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、行使価額及び対象株式数の双方が本新株予約権の発行要項に従って調整されます。

（２）取得条項

当社は、本新株予約権の割当日から３ヶ月を経過した日以降いつでも、大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 10 取引日（大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配値を含む。）のない日を除く。）連続して本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 20 日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権１個につき本新株予約権１個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

（３）譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

２．募集の目的及び理由

（１）当該資金調達の背景、目的及び理由

当社株式は、平成 22 年 12 月における上場時価総額（月間平均上場時価総額及び月末上場時価総額）が３億円以上となり、大阪証券取引所の定める「ＪＡＳＤＡＱ等における株券上場廃止基準の特例（上場時価総額）」に該当しないことになりました。しかしながら、前回行いました第三者割当による新株式発行（平成 23 年９月 12 日払込）以降も当社の上場時価総額は４億円から６億円の間を推移しており、大阪証券取引所がＪＡＳＤＡＱ（スタンダード）市場における上場時価総額にかかる基準を３億円未満とする取扱いの期限を、平成 24 年 12 月末までと公表していることから、当該期限が延長されず本来の基準であります５億円に戻された場合には、上場時価総額の基準を下回ることになるおそれがあります。

かかる喫緊の課題を克服し、会社の時価総額の拡大、すなわち株主価値向上を図るため、当社は今般、財務体質の健全化及び信用力の向上を図るため当社の自己資本を充実させ、かつ、持続的な成長を目指すため新規商材の導入と新規事業の開発を行うことを目的として、第三者割当による資金調達を実行することといたしました。

当社は、カーテンを中心とした室内装飾品の販売を主な事業内容としておりますが、平成18年３月期より７期連続して純損失を計上しております。そこで、当社はこのような赤字体質から脱却を図るため、前期におきましては、新規商材としましてソーラーベールの導入とＷＥＢ事業の事業展開を開始致しました。しかしながら厳しい経済状況の中において黒字転換を達成する事ができませんでした。

今年度は、かかる状況を解決すべく、従来からのカーテン販路の拡大と、収益構造の抜本的な改革を図り、環境事業部を立ち上げ、安定的な収益基盤の実現に向けて邁進してまいります。

既存事業におきましては、今、求められている省エネ需要におけるカーテンの販売拡張を目指すため、採光・制菌・遮熱・防臭機能を備えたカーテンを揃え、新規販路として病院、養護施設、学校、企業、店舗等に販売するとともに、既存販売ルート以外の各業界、地域、企業へ販路をお持ちの販社様を通じて販売してまいります。

新規事業としましては、環境事業部を立ち上げ、リモデリング（リフォーム）事業に参入するとともに、窓ガラスに遮熱・紫外線カット機能を付加するコーティング施工、高い撥水・撥油・性能を有し防汚効果のあるコーティング施工、デイライティング機能商材（可動式天窓）等の省エネ、エコロジー及び健康効果のある環境商材の販売を予定しております。

リモデリング（リフォーム）事業は、住宅の増改築、キッチンなどの修繕リフォーム、カーテンを含むインテリア商材の施工等を実施してまいります。また、当事業は、当社においては未経験な事業であることから、当初は、提携業者の下請として関係施工業者に施工を委託する方法でスタートし、その後は当社が元請企業として物件を扱えるようにしてまいります。

当社は、東日本大震災により被害を受けた地域の復旧に貢献できる分野について、これまで検討してまいりました。当社はこれまで、カーテンという住宅関連商材を扱っており、同じ住宅市場であるリモデリング（リフォーム）事業に参入することで、当社の事業活動が被災地の早期の復旧・復興の一助となることを目指しており、それに伴い東北エリアの事務所開設も視野に入れています。また、首都圏におきましては首都圏の新築マンション市場は震災の影響から脱し、徐々に正常化してきております。平成 23 年の首都圏新築マンション発売戸数は、ほぼ前年並みを維持しております。また、首都圏中古マンション市場においては、成約件数は震災の影響もあり

３月以降７ヶ月連続して前年同月比マイナスが続きましたが、平成 23 年 10 月及び平成 23 年 12 月は前年同月比プラスに転じており、震災の影響からは抜け出しているといえると思われます。

このように徐々に不動産業界が回復しつつある中、当社は引続き実需の根強いリフォームを含む環境事業に経営資源を徐々にシフトして、カーテン事業に次ぐ柱の事業と致します。

以上のとおり、当社は、第三者割当により調達した資金により新規商材の導入と新規事業を積極的に展開し、業績の向上を図るとともに時価総額を増大させ、上場廃止リスクを軽減してまいりたいと考えております。また、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行により、当社の自己資本の充実と財政基盤の強化を図り、厳しい事業環境のもとでも新規事業等新たなる事業展開が可能であると考えており、第三者割当による本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行は、当社の中長期的な企業価値の向上を図り、既存株主の皆様の利益に資するものであると考えております。

（２）当該資金調達の方法を選択した理由

今回の資金調達に際し、当社は、直接調達及び間接調達それぞれの資金調達方法を検討いたしました。間接調達につきましては、金融機関より平成 24 年３月期末においてグループ全体で 515 百万円(うち、長期借入の残高 145 百円、短期借入等の残高 370 百万円)の借入残高を有しており、３．（１）記載の資金を、新規に他の金融機関から全額調達することは困難です。また、今回の増資の主たる資金使途である、新規商材について仕入費用、環境事業における商品開発費用等を現在の手持資金から拠出することは厳しい状況であります。

そこで、当社は、今回の資金調達に際しましては、エクイティ・ファイナンスの実行が必須であると考え、直接調達の手法により手元資金を調達することにいたしました。

そして、直接調達の手法のうち、昨今の金融情勢、資本市場の状況を勘案しますと、第三者割当の方法による資金調達は、公募増資又は株主割当での発行と比較して、安定的かつ機動的な資金調達方法であることから、第三者割当による資金調達といたしました。その中で、本新株予約権付社債を選択した理由は、下記３（２）「調達する資金の具体的な使途」に記載の投資資金を調達することが可能であることによるものです。新規商材の導入における商品仕入のニーズは既に発生しており、準備期間が比較的短い手法を選択する必要があります。

また、本新株予約権を選択した理由につきましては、以下のとおりです。

当社といたしましては第三者割当による新株式の発行による資金調達を希望しておりました。しかし、当社は７期連続して財務体質の毀損が続いている状況であり、経営状態の悪化が続いているため、新株式の発行による資金調達の交渉は難しい状況であります。また、当社を取り巻く事業環境の悪化から、新株予約権の割当予定先を新たに見つけ出すことすら、非常に厳しい状況である現状況下において、当社の資金需要を充たすタイミングで、適当である割当予定先を探し出し、さらに当社の希望する条件での資金調達を行うことは極めて困難な状況にあります。当社の資金需要の時期に確実に合わせる形での割当予定先の選択及び資金調達が困難な状況である以上、本新株予約権付社債の割当予定先であるドリーム５号投資事業有限責任組合の投資方針（本新株予約権付社債と本新株予約権のセットによる投資方針）に依拠せざるを得ない状況であります。よって、現時点において新規事業である環境事業の拡大における詳細な資金使途は決定しておりませんが、このタイミングで新株予約権の発行により調達することになりました。なお、環境事業の拡大における詳細な資金使途及び支出時期が決定いたしましたら、適時開示によりお知らせいたします。

このように資金調達が難しい当社の財務状況の中、割当予定先からは今回の資金調達による将来事業計画及び当社の将来性には評価、ご理解を頂いており、割当予定先との交渉により当社資金需要と株式の急速な希釈化を斟酌しながら、新株予約権による資金調達を行うことにいたしました。既存株主様の不利益を最小限に抑えながら投資資金を調達することが可能であり、当該割当予定先が当社の経営に介入する意思がないことを確認したことも当該資金調達の方法を選択した理由であります。

当社といたしましては、業績の早期回復には今回の資金調達による資金需要があるため、割当予定先のご理解を頂きながら、早期の業績回復に努めて参ります。

上記のように、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行により、資金計画どおりの資金調達が可能となります。また、下記３（２）「調達する資金の具体的な使途」に記載のとおり、資金使途として中期的な環境事業拡大における資金の充当も予定しております。なお、今回の資金調達は、本新株予約権の行使期間が２年となっており、翌事業年度以降に行使されると予想されるものを含んでおります。

以上のような検討を踏まえ、当社役員会は、自己資本の充実及び財政基盤の強化に向けた資本政策の一環として第三者割当による本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行を決議いたしました。

また、当社は、株式会社大阪証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第２条に定める株主意思確認手続として、平成 24 年 6 月 28 日に開催予定の当社定時株主総会において、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行による資金調達の必要性及び相当性について、普通決議により賛否を頂く方法により株主の皆様のご判断を頂く予定です。

（３）当該資金調達に係るリスク

本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行に伴い、新たに発生する事業等のリスクは、次のとおりであると判断しております。

①株式価値の希薄化に関わるリスク

本新株予約権付社債の転換価額における潜在株式数と、本新株予約権の行使により発行される新株式数 5,011,700 株に係る議決権数は 5,011 個となり、当社の総議決権数 7,571 個（平成 24 年３月 31 日現在）に占める割合が 66.2%となることから、株式価値の希薄化につながることになります。

しかしながら、当該資金調達の目的である自己資本の充実及び収益性の向上による早期の業績回復を図ることにより、当社の収益が拡大し、中長期的な視点から株主価値の持続的な拡張につながると判断しており、今回の第三者割当増資による発行数量及び株式価値の希薄化の規模は、合理的であると判断しております。

②資金調達に関するリスク

本新株予約権については、その性質上、行使価額が市場価額を上回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合には、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があり、その場合においては、収益性の向上による早期の業績回復及び財務体質の改善に支障をきたす可能性があります。また、資金使途に大きな影響を及ぼす可能性があります。

３．調達する資金の額、使途及び支出予定時期

（１）調達する資金の額（差引手取概算額）

調達する資金の総額	301,862,000 円
内訳（新株予約権付社債の発行による調達額）	100,000,000 円
（新株予約権の発行による調達額）	1,850,000 円
（新株予約権の行使による調達額）	200,012,000 円
発行諸費用の概算額	23,093,100 円
内訳（弁護士費用）	2,000,000 円
（信用調査費用）	2,500,000 円
（新株予約権付社債及び新株予約権の評価費用）	2,000,000 円
（ファイナンシャル・アドバイザリー費用）	15,093,100 円
（登記費用等）	1,500,000 円
差引手取概算額	278,768,900 円

（注）１．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

２．本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合または当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

３．ドリームアセットマネジメント株式会社との間で資金調達に関する実務支援契約を締結しており、本新株予約権付社債の発行及び本新株予約権の発行及び行使において実際に払込みを受けた場合に、払込金額の５％に相当する金額を委託業務の対価として支払うものとされており、払込みを受けない場合は委託業務の対価の支払いは不要とされております。

（２）調達する資金の具体的な使途

本新株予約権付社債及び平成 24 年６月 30 日から平成 26 年６月 29 日までの権利行使期間中に行使された本新株予約権による調達資金につきましては、権利行使に伴う払込み後、一旦、手元資金とし、①既存事業であるカーテン事業における資金として 40 百万円、②環境事業構築のための資金として 238 百万円を予定しております。

（注）当社の環境事業は、環境事業部を立ち上げ、リモデリング（リフォーム）事業に参入するとともに、窓ガラスに遮熱・紫外線カット機能を付加するコーティング施工、高い撥水・撥油・性能を有し防汚効果のあるコーティング施工、デイライティング機能商材（可動式天窓）等の省エネ、エコロジー及び健康効果のある環境商材の販売、エコカーテンの販売を予定しております。

リモデリング（リフォーム）事業は、住宅の増改築、キッチンなどの修繕リフォーム、カーテンを含むインテリア商材の施工等を実施してまいります。また、当事業は、当社においては未経験な事業であることから、当初は、提携業者の下請として関係施工業者に施工を委託する方法でスタートし、その後は当社が元請企業として物件を扱えるようにしてまいります。

［本新株予約権付社債の発行による調達資金の資金使途］

①既存事業であるカーテン事業における資金として 40 百万円を予定しております。

具体的には、下記、資金使途を計画しております。

・見本帳改訂費用（インハウス見本帳全面改訂）：40 百万円

基幹ビジネスであるカーテン販売を積極的に展開する趣旨から、当社の代表的なメインブランドである『インハウス』の、４年ぶりの全面改訂を行い、特に首都圏における売上高の増加を図ります。

②環境事業構築における資金として 50 百万円を予定しております。

具体的には、下記、資金使途を計画しております。

・エコカーテン販売に伴う、商材仕入資金：20 百万円

制菌性のあるカーテンや遮熱・遮光カーテンのセット提案のほか、省エネ、エコロジー効果のある商品販売に注力いたします。エコカーテンは、４色展開のラインナップを揃え、追加の仕入資金が必要となったため、追加資金投入いたします。

・リモデリング（リフォーム）事業構築のための資金として：15 百万円

リモデリング（リフォーム）事業を行うためには、工事完工後の代金入金前に、下請人工代等の仕入代金が必要となるため、十分な事前資金が必要となります。現在、東京エリア及び東北エリアを中心に全国に展開を進める計画であります。当該仕入代金、東北エリア事務所開設費用及び営業活動のための機材一式に資金充当致します。

・環境商材販売の開始のための資金として：15 百万円

カーテン以外の商材としましては、窓ガラスに遮熱・紫外線カット機能を付加するコーティング、高い撥水・撥油・性能を有し防汚効果のあるコーティング、デイライティング機能商材等を大型施設などに販売を予定しております。上記、環境事業を構築するための販売促進活動、カーテン・コーティング・デイライティングを融合（セット）にした商品提案を行うための商品開発費用、仕入代金等に資金投入致します。

［本新株予約権の行使による調達資金の資金使途］

③環境事業の拡大における資金として 188 百万円を予定しております。

本新株予約権行使による資金調達は、環境事業の取扱い商材の種類及び取扱量を増加させ、販売エリアの拡大・人員の増強・活動拠点の増加を図ることにより事業拡大致します。

具体的には、上記リモデリング（リフォーム）事業においてエコカーテン等の環境商材の提案を行うことにより、リモデリング（リフォーム）事業の顧客及びカーテン事業の既存顧客双方への販売展開が可能になります。当社はカーテン事業におきましては既に確固とした販路を構築しており、その販路を利用することにより、リモデリング（リフォーム）事業とのシナジー効果を追求致します。また、スマートハウス、スマートシティー開発等（注）の大型物件への参入等も計画しております。このような事業展開をするうえで必要となる、仕入資金、販売ライセンス取得のための資金や新商品開発及び拡販費用（チラシ、展示会、デモ機器費用等）に資金を充当致します。

当社は7期連続して財務体質の毀損が続いている状況であり、経営状態の悪化が続いているため、新株式の発行による資金調達の交渉は難しい状況であります。また、当社を取り巻く事業環境の悪化から、新株予約権の割当予定先を新たに見つけ出すことすら、非常に厳しい状況である現状況下において、当社の資金需要を充たすタイミングで、適当である割当予定先を探し出し、さらに当社の希望する条件での資金調達を行うことは極めて困難な状況にあります。当社の資金需要の時期に確実に合わせる形での割当予定先の選択及び資金調達が困難な状況である以上、本新株予約権付社債の割当予定先であるドリーム５号投資事業有限責任組合の投資方針（本新株予約権付社債と本新株予約権のセットによる投資方針）に依拠せざるを得ない状況であります。よって、現時点において新規事業である環境事業の拡大における詳細な資金使途は決定しておりませんが、このタイミングで新株予約権の発行により調達することになりました。なお、環境事業の拡大における詳細な資金使途及び支出時期が決定いたしましたら、適時開示によりお知らせいたします。

現時点で予定しております資金使途の内訳としましては、仕入資金に76百万円、拡販費用（チラシ、展示会、デモ機器費用等）に38百万円、販売ライセンス取得のための資金や新商品開発に38百万円、人員の増強・活動拠点の増加に36百万円であります。

なお、本新株予約権が行使されない場合におきましては、環境事業の拡大に遅れが生じ事業の改善に支障をきたす可能性があります。また、本新株予約権の行使金額の状況により③環境事業の拡大における資金のうち、仕入資金、拡販費用、新商品開発、人員の増強・活動拠点の増加の順に優先的に充当し環境事業を推進する予定であります。

（注）スマートハウスとは、ＩＴ（情報技術）を使って家庭内のエネルギー消費が最適に制御された住宅のことをいいます。具体的には、太陽光発電システムや蓄電池などのエネルギー機器、家電、住宅機器などをコントロールし、エネルギーマネジメントを行うことで、ＣＯ２排出の削減を実現する省エネ住宅のことを指します。また、スマートハウスを中心とした考え方によるインフラに基づいた街づくりをスマートシティーといいます。都市全体を省エネ型にする考えです。

（3）調達する資金の支出予定時期

具体的な使途			金　額	支出予定時期
① 既存事業であるカーテン事業における資金			40 百万円	
	・ 見本帳改訂費用		40 百万円	平成 24 年 7 月～平成 24 年 11 月
② 環境事業構築における資金			50 百万円	
	・ エコカーテン販売に伴う商材仕入資金		20 百万円	平成 24 年 7 月～平成 24 年 8 月
	・ リモデリング事業構築資金		15 百万円	平成 24 年 7 月～平成 24 年 11 月
		仕入資金	12 百万円	平成 24 年 7 月～平成 24 年 11 月
		事務所開業	1 百万円	平成 24 年 7 月～平成 24 年 11 月
		増員	2 百万円	平成 24 年 7 月～平成 24 年 11 月
	・ 環境商材販売の開始のための資金		15 百万円	平成 24 年 7 月～平成 24 年 12 月
		環境商材仕入	10 百万円	平成 24 年 7 月～平成 24 年 12 月
		商材 PR 販促費用	5 百万円	平成 24 年 7 月～平成 24 年 12 月
③ 環境事業の拡大における資金			188 百万円	
	・ 仕入資金		76 百万円	平成 25 年 4 月～平成 25 年 6 月
	・ 拡販費用		38 百万円	平成 25 年 4 月～平成 25 年 6 月
	・ 新商品開発		38 百万円	平成 25 年 4 月～平成 25 年 6 月
	・ 人員の増強・活動拠点の増加		36 百万円	平成 25 年 4 月～平成 25 年 6 月

4．調達使途の合理性に関する考え方

当社は、7 期連続して財務体質の毀損が続いており、早急に資本を増強する必要がありますが、本新株予約権付社債及び本新株予約権による資金調達を行うことにより、当社の自己資本を増強することができ、財務体質の健全化及び信用力の向上が図られ、これにより得意先及び金融機関の与信判断にも好材料になると考えます。

また、今回調達する資金については、当社のコアコンピタンスである環境事業や新規事業である「リモデリング（リフォーム）事業」を構築するための関連費用及びＷＥＢ事業の費用に充当する予定であり、将来の経営環境を見極めながら当社の業務範囲の拡大を行うことは、当社の収益性の向上に寄与するものと考えております。

以上のとおり、当社といたしましては、今回の資金調達により、新規事業の収益も見込め、ひいては当社の企業価値の向上を通じて既存株主様の利益に資するものであると認識しており、当該資金使途には合理性があると判断しております。

5．発行条件等の合理性

（1）払込金額の算定根拠及びその具体的内容

① 本新株予約権付社債の払込金額の算定根拠

転換価額につきましては、割当予定先であるドリーム５号投資事業有限責任組合との間での協議を経て、本件第三者割当に係る取締役会決議日の前営業日（平成 24 年５月 25 日）の株式

会社大阪証券取引所ジャスダック市場における当社普通株式の終値である 60 円から 6.7%ディスカウントした 56 円といたしました。

なお、当該直前営業日までの１か月間の終値平均 60.8 円に対する乖離率は△7.9%、当該直前営業日までの３か月間の終値平均 67.0 円に対する乖離率は△16.4%、当該直前営業日までの６か月間の終値平均 63.3 円に対する乖離率は△11.5%となっております。

当社といたしましては、当社を取り巻く事業環境を考慮し、平成 24 年５月８日に開示致しました平成 24 年３月期決算短信における当社の業績及びその予測を織り込んだ取締役会決議日の前営業日の市場価格が当社の株式価値を反映していると考えることから、当該前営業日の終値が当社普通株式の適正な価格であると判断し、この価格と乖離のない 60 円を基準価格として設定しこの価格から 6.7%ディスカウントした 56 円を転換価格といたしました。転換価格のディスカウント率を 6.7%とした経緯と致しましては、当社と割当予定先との行使価額における交渉の経緯として、平成 24 年５月８日に開示致しました平成 24 年３月期決算短信における当社の業績を織り込んだ株価である平成 24 年５月９日から平成 24 年５月 25 日の期間における、54 円から 62 円までの株価推移を前提として、最終的に転換価格の交渉を行いましたが、割当予定先と協議を続けた結果、既存株主への株式の希薄化、転換価格の影響度を慎重に検討しつつも、当社としては、限られた資金の出し手と交渉を行いながら、何らかの資金調達手段を確保しなければ、今後の事業展開は更に厳しいものとなるため、転換価格についても、本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されず、ゼロクーポンであることを踏まえ、発行条件の調整を行った結果によるものとなります。

また、当社は、本新株予約権付社債の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、独立した第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社に対して本新株予約権付社債に付された新株予約権部分（以下「本付属新株予約権」といいます。）の価値算定を依頼したうえで、当該評価機関より本付属新株予約権の評価報告書を取得しております。今回の評価においては、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを採用し、基準となる当社株価 60 円（平成 24 年 5 月 25 日の終値）、転換価額 56 円、当社普通株式の価格変動性（ボラティリティ）71.32%（平成 22 年 4 月～平成 24 年 3 月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間２年、リスクフリーレート 0.10%（評価基準における 2 年物国債レート）、配当率 0%、繰上償還条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本付属新株予約権 1 個につき 44,741 円との算定結果を得ております。

取締役会決議日の前日終値を参考値として採用いたしましたのは、当社は平成 24 年５月８日に平成 24 年３月期決算及び平成 25 年３月期の通期業績予想を発表しており、かかる直前営業日までの３ヶ月間及び６ヶ月間の終値平均値を採用した場合には、当該業績及び業績予想発表前の株価も織り込まれてしまうことから適当でないと判断したためであり、当社の業績動向、当社の株価動向、及び割当予定先の保有方針等を考慮しつつ、割当予定先との交渉の結果、前日終値を参考値とすることを決定いたしました。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載致します。

ｉ．割当先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、行使期間最終日（平成 26 年 6 月 29 日）に時価が行使価格以上である場合に本付属新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。

ⅱ．本付属新株予約権については、基本的には引受先からの権利行使を前提としておりますが、株価が行使価額に代替資金調達コストを加えた額を超過した場合には、本新株予約権付社債の繰上償還条項に規定する当社の任意取得条項（以下「取得条項」といいます。）を発動するとの前提を置いております。

具体的には、代替資金調達コストは55.815％（修正CAPMにより算定した株主資本コスト2.135％に当社の想定格付けから推定した信用コスト分53.68％を加えた数値）としており、取得条項を発動する株価水準は、行使価額56円に代替資金調達コスト分31円（差額）を加えた87円（行使価額56円×（代替資金調達コスト55.815％＋100％）：少数点以下切捨て）としております。株価が当該価額を超えた場合、本新株予約権による資金調達よりも代替の資金調達の方が、調達コストが安価となり、企業が株主価値の最大化のため取得条項を発動することが合理的と考えられるためです。なお取得条項を発動する場合、発行金額と同額での本新株予約権付社債の取得が可能としております。

当社としては、現時点において、明確な取得条項を発動するタイミングは設定しておらず、発行後すぐに取得条項を発動することは想定しておりませんが、当社業績の回復などの理由により当社株価が上昇し、別の有利な資金調達が実行できた場合、取得条項を発動することを想定しております。

また、本付属新株予約権の公正価値の算定において、株価が87円となると取得条項が発動されるという前提に基づいて本付属新株予約権の公正価値査定が実施されている点については、より有利な代替資金調達手法を確保することという既存株主の保護の観点を加味しており合理性と妥当性があると判断しており、また実際に想定されている発動水準は将来的に固定されたものではなく将来的に取得条項発動水準が変動する可能性があること、発行体が想定する発動水準により公正価値が変動することは理論的な公正価値を算出するという趣旨にそぐわないものであることからも合理性と妥当性があると判断しております。

なお、取得条項があることは、割当先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。

よって取得条項があることは、新株予約権の引受人が発行体に対して行使価格を異にするオプションを付与していることと同一であり、新株予約権の価格を減価する要因となります。当社は、取得条項がない場合についてもこれまでの検討段階において価格算定の概算を行っており、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の価値が高く評価されることを確認しております。

第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社により、割当決議日前営業日の終値を基準として概算した、取得条項がない場合の本付属新株予約権の評価報告書によると、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の1個当たりの価値が529,652円となり484,911円程度高く評価されております。

ⅲ．本新株予約権付社債の繰上償還条項に規定する本新株予約権付社債の社債権者による償還条項（以下「償還条項」といいます。）については、本付属新株予約権者が発行体が上場廃止もしくはそれに準ずると想定される事態にならない限り償還条項を行使する意思はないと表明していることから、本付属新株予約権の査定上償還条項を加味しておりません。

ⅳ．株価の希薄化については、時価よりも低い行使価額で新株を発行することによる、1株当たり企業価値の希薄化の影響を下記の算定式により考慮しております。

行使後の株価＝（行使時株価×発行済株式総数+行使価格×行使による発行株式数）／（発行済株式総数＋行使による発行株式数）

なお取得条項の発動時の株価水準である87円の時に全量行使されたと仮定した場合、希薄化により株価が81円に低下するとの前提としております。

行使後の株価＝（87円×7,574,150株＋56円×1,785,700株）／（7,574,150株＋1,785,700株）

＝81.08円

ⅴ．株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり2,050株（最近1年間の日次売買高の中央値である20,500株の10%）ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等に関する内閣府令」の25%ルール（自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の25%を上限とする規制）を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である25%のうち平均してその40%～50%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定しております。また当社では過去において当該自己株式の取引はなく、また将来においても自己株式の取引の予定はありませんが、その当該前提条件の水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

ⅵ．その上で、当社は本社債に本付属新株予約権を付することにより当社が得ることのできる経済的利益すなわち本付属新株予約権の実質的な対価と本付属新株予約権の公正価値とを比較し、本付属新株予約権の実質的な対価が本付属新株予約権の公正価値を大きく下回る水準ではなく、本付属新株予約権の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。なお実質的な対価は本社債に利息を付さないことからその利息相当額が該当し、本社債の券面総額100百万円に対する2年分の利息相当額は3百万円程度（利息相当額＝本社債の券面総額100百万円×当社の長期借入金平均利率1.70%×2年）であり、本付属新株予約権の公正価値である894,820円（本新株予約権の1個当り公正価値44,741円×20個）を上回る水準であります。

以上に加え、当社が円滑な第三者割当増資により財務基盤を拡充することにより企業価値の向上を図ることは、既存株主の利益に資すると考えられることから、本新株予約権付社債の発行は合理性があり妥当であると考えております。

なお、当社監査役会は、有利発行が問題となった、公刊物に掲載された事例の分析することを通じて新株予約権付社債の有利発行該当性の判断の視点を定めることとし、過去の判例における事例でも、新株予約権部分の払込価額を無償とする新株予約権付社債を発行した場合においては、「新株予約権の実質的対価」と「新株予約権の公正な価値」とを比較し、前者が後者を大きく下回るときは、原則として、有利発行に該当に該当すると判断されています。この場合における「新株予約権の公正な価値」が、現在の株価、権利行使価額、行使期間、金利、株価変動率等の要素をもとにオプション評価理論に基づき算出された新株予約権の発行時点における価額（オプション価額）をいうとされていることに鑑み、当社が本新株予約権の公正価値

評価を外部の当社との取引関係のない独立した専門会社である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社を起用して取得した本付属新株予約権の公正価値評価額（894,820 円）が新株予約権の実質的対価である利息相当額（3 百万円程度）を下回るため、過去の判例において、有利発行が問題となった事例とは異なり、本新株予約権の発行は有利発行に該当しないとの結論を導いております。

② 本新株予約権の払込金額の算定根拠

本新株予約権の発行価額については、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間での締結が予定される本契約に定められた諸条件を考慮し、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎とした第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社による評価書による算定結果（本新株予約権 1 個につき 36,823 円）を参考に、本新株予約権の１個当たりの払込金額を 37,000 円といたしました。

今回の評価においては、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを採用し、基準となる当社株価 60 円（平成 24 年 5 月 25 日の終値）、権利行使価格 62 円、ボラティリティ 71.32%（平成 22 年 4 月～平成 24 年 3 月の月次株価を利用し年率換算して算出）、権利行使期間２年、リスクフリーレート 0.10%（評価基準における２年物国債レート）、配当率 0%、当社に付された取得条項、新株予約権の行使に伴う株式の希薄化、当社株式の流動性、当社の信用リスク等を参考に公正価値評価を実施し、本新株予約権 1 個につき 36,823 円との算定結果を得ております。

また、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権発行に係る取締役会決議日の前日である平成 24 年 5 月 25 日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の終値の 60 円を参考とし、行使価額を 62 円（プレミアム率は 3.3%）といたしました。なお、当該直前営業日までの１か月間の終値平均 60.8 円に対する乖離率は 2.0%、当該直前営業日までの３か月間の終値平均 67.0 円に対する乖離率は△7.5%、当該直前営業日までの６か月間の終値平均 63.3 円に対する乖離率は△2.1%となっております。

取締役会決議日の前日終値を参考値として採用いたしましたのは、当社は平成 24 年５月８日に平成 24 年３月期決算及び平成 25 年３月期の通期業績予想を発表しており、かかる直前営業日までの３ヶ月間及び６ヶ月間の終値平均値を採用した場合には、当該業績及び業績予想発表前の株価も織り込まれてしまうことから適当でないと判断したためであり、当社の業績動向、当社の株価動向、及び割当予定先の保有方針等を考慮しつつ、割当予定先との交渉の結果、前日終値を参考値とすることを決定いたしました。

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる各条件について記載致します。

ⅰ．割当先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の結果、行使期間最終日（平成 26 年 6 月 29 日）に時価が行使価格以上である場合に本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。

ⅱ．取得条項があることは、割当先にとっては、株価上昇に伴い新株予約権の価値が上昇しているにも関わらず発行体の任意による新株予約権の取得及びその消却が行われると、投資的・経済的な観点からはデメリットといえます。よって、取得条項があることは本新株予約権の価値を減価する要因の一つとなります。当社の取得条項の発動前提は、本新株予約権の割当日か

ら3ヶ月を経過した日以降いつでも、大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が10取引日（大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配値を含む。）のない日を除く。）連続して本新株予約権の行使価額の130%を超過した場合に発動することとしております。なお具体的な取得条項の発動時の株価水準は行使価額62円に130%を乗じた81円（小数点以下切上げ）としております。当社は、取得条項がない場合についてもこれまでの検討段階において価格算定の概算を行っており、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の価値が高く評価されることを確認しております。

第三者機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社により、割当決議日前営業日の終値を基準として概算した、取得条項がない場合の本新株予約権の評価報告書によると、取得条項がある場合と比べ本新株予約権の1個当たりの価値が450,349円となり413,526円程度高く評価されております。

ⅲ．株価の希薄化については、時価よりも低い行使価額で新株を発行することによる、1株当たり企業価値の希薄化の影響を下記の算定式により考慮しております。

行使後の株価＝（行使時株価×発行済株式総数+行使価格×行使による発行株式数）／（発行済株式総数＋行使による発行株式数）

なお任意取得条項の発動時の株価水準である81円の時に全量行使されたと仮定した場合、希薄化により株価が76円に低下するとの前提としております。

行使後の株価＝（81円×7,574,150株＋62円×3,226,000株）／（7,574,150株＋3,226,000株）

＝75.32円

ⅳ．株式の流動性については、全量行使で取得した株式を1営業日あたり2,050株（最近1年間の日次売買高の中央値である20,500株の10%）ずつ売却できる前提を置いております。日次売買高の10%という数値につきましては、「有価証券の取引等に関する内閣府令」の25%ルール（自己株式の買付けに伴う相場操縦等により市場の公正性・健全性が損なわれないよう、取引高を売買高の25%を上限とする規制）を参照し、市場環境への影響を鑑みて取引上限高である25%のうち平均してその40%～50%程度の自己株式の取引が市場でなされると想定しております。また当社では過去において当該自己株式の取引はなく、また将来においても自己株式の取引の予定はありませんが、その当該前提条件の水準の取引高は市場価格への影響が軽微であること、また新株予約権の評価を行う一般的な算定機関において通常利用している数値でもあることから日次売買高の10%という数値を採用したことは妥当であると考えております。

ⅴ．その上で、当社は本新株予約権の公正価値（1個当り36,823円）と本新株予約権の払込金額（1個当り37,000円）を比較し、本新株予約権の払込金額が本新株予約権の公正価値を大きく下回る水準ではなく、本新株予約権の発行が特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

なお、当社監査役会は、有利発行が問題となった、公刊物に掲載された事例の分析することを通じて本新株予約権の有利発行該当性の判断の視点を定めることとし、過去の判例におけるいずれの事例でも、発行時点における新株予約権の公正な価値と取締役会において決定された

新株予約権の払込金額とを比較し検討を行っております。また、検討の結果、後者が前者を大きく下回るときは、原則として、有利発行に該当すると判断されていることから、この場合における「新株予約権の公正な価値」が、現在の株価、権利行使価額、行使期間、金利、株価変動率等の要素をもとにオプション評価理論に基づき算出された新株予約権の発行時点における価額（オプション価額）をいうとされていることに鑑み、当社が本新株予約権の公正価値評価を外部の当社との取引関係のない独立した専門会社である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社を起用して取得した算定評価に基づき、本新株予約権の発行価額が算定された本新株予約権の公正価値評価額（36,823 円）を上回る金額として決定されていることから、過去の判例において、有利発行が問題となった事例とは異なり、本新株予約権の発行は有利発行に該当しないとの結論を導いております。

（２）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

①本新株予約権付社債の発行数量および株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社総議決権数は7,571個（直前の基準日である平成24年３月31日現在）であり、本新株予約権付社債の転換価額における潜在株式数は1,785,700株となりますので、転換価額において全株転換された場合の1,785,700株に係る議決権（1,785個）の当社総議決権数に対する希薄化率は23.6%（全部転換後において総議決権数に占める割合は19.1%）となります。しかし、資金調達により可能となる新規投資の実行を含む積極的な事業展開に伴い長期的に得られる株主価値の向上により、充分に回復可能な範囲であると判断しております。

そのため、本新株予約権付社債の株式転換後、一時的には株式の希薄化が生じますが、調達資金を新規事業へ積極的に投資することにより、自己資本の充実及び収益性の向上による早期の業績回復が図られ、中長期的な視点から既存株主価値の持続的な拡張につながることから、当社といたしましては、本新株予約権付社債の発行数量及び株式価値の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

②本新株予約権の発行数量および株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の行使により発行される3,226,000株に係る議決権（3,226個）の当社総議決権数に対する希薄化率は42.6%（全部行使後において総議決権数に占める割合は29.9%）となります。しかし、当社の重要課題である財務基盤の強化を図ることができ、また、今後の事業展開に伴う当社自身の企業価値向上を反映した、当社株式の市場評価を前提とした新株発行であることから、中長期的な株主価値の向上につながるものであると判断しております。

③本新株予約権付社債および本新株予約権の発行数量および希薄化が合理的であると判断した根拠

本新株予約権付社債の転換価額における潜在株式数は1,785,700株となり、本新株予約権の行使により最大3,226,000株の新株式が発行され、これらを合算した5,011,700株に係る議決権数（5,011個）の当社総議決権数に対する希薄化率は66.2%（全部転換・行使後において総議決権数に占める割合は39.8%）となります。しかし、当社といたしましては、今後の更なる事業拡大が可能となり、企業価値および株主価値の向上も見込まれることから、株式価値の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

このような考えのもと、本日開催の当社取締役会では、本新株予約権付社債および本新株予約権の発行について十分に討議、検討を行い、出席取締役全員の賛成により決議されたものであり、また、監査役４名全員（うち社外監査役３名）から、本新株予約権付社債および

本新株予約権の独立した第三者機関が算定した結果を踏まえた払込金額の算定根拠を含む本件資金調達に関する取締役会の判断については、有利発行には該当せず適法であるとの意見を得ております。

６．割当予定先の選定理由等

（１）割当予定先の概要

①	名称	ドリーム５号投資事業有限責任組合
②	所在地	東京都千代田区神田錦町３－１９神田錦ＮＲビル６階
③	設立根拠等	投資事業有限責任組合に関する法律
④	組成目的	国内の会社等への投資を実行しキャピタルゲインを得ることを目的とする
⑤	組成日	平成23年６月20日
⑥	出資の総額	17,500万円
⑦	出資者・出資比率・出資者の概要	38.4%　㈱Ｓ．Ｗ．Ｂ 27.65%　勝山　博文 27.65%　宮嶋　正邦 6.14%　中村　好信 0.08%　投資事業有限責任組合１社 0.08%　無限責任組合員
⑧	業務執行組合員（General Partner）の概要	
	名称	モダンパス合同会社
	所在地	東京都千代田区神田錦町３－１９神田錦ＮＲビル６階
	代表者の役職・氏名	代表社員　勝山博文
	事業内容	投資事業組合財産の運用、管理
	資本金の額	10万円
⑨	当社との関係等	
	上場会社（役員・役員関係者・大株主を含む）と当該ファンドの関係	当社並びに当社の関係者及び関係会社から当該ファンドへは直接・間接問わず出資はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの出資者（原出資者を含む。）との間に特筆すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。
	上場会社と業務執行組合員の関係	当社と当該ファンドの組合員との間には、記載すべき資本関係・人的関係・取引関係はありません。また、当社並びに当社の関係者及び関係会社と当該ファンドの組合員並びに当該ファンドの組合員の関係者及び関係会社との間には資本関係・人的関係・取引関係はありません。

※　なお、割当予定先が反社会的勢力等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社大阪証券取引所に提出しております。

また、割当予定先、当該割当予定先の関係会社の役員、主要株主（主な出資者）又はアレンジャーが暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び各割当予定先関係者が反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否について、独自に専門の第三者調査機関である株式会社ＪＰリサーチ＆コンサルティング（住所：東京都港区　代表取締役：古野　啓介）及び株式会社セキュリティ＆リサーチ（住所：東京都千代田区　代表取締役：羽田　寿次）に調査を依頼し、同社より調査報告書を受領いたしました。当該調査報告書において、当該割当予定先関係者が反社会的勢力である、又は、各割当予定先関係者が反社会的勢力と何らかの関係を有している旨の

報告はありませんでした。上記のとおり、割当予定先及び主な出資者が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、別途その旨の確認書を株式会社大阪証券取引所に提出しています。

（2）割当予定先を選定した理由

当社は、当社のおかれている財務内容の現状と課題、当社の事業概要及び今後の事業戦略を理解いただき、既存株主にとっても歓迎されうる投資家を模索し、複数の有力先と接触を重ねてまいりました。そして、平成24年３月中旬に資金調達作業を進める過程において、ファイナンスについて豊富な知識と経験を保有するアドバイザーの必要性を認識しておりました。そのような中、当社顧問の馬渡龍治氏より、同氏主催の講演会で知り合われ、懇意な間柄である宮嶋正邦氏（今回のアレンジャー様である、ドリームアセットマネジメント株式会社の代表取締役）のご紹介を受け、同氏よりドリームアセットマネジメント株式会社をご紹介され、今回の資金調達のご提案を頂いたことに端を発しております。同社は幅広くＭ＆Ａコンサルティングや企業コンサルティングを行い、ファイナンス業務に精通していらっしゃいます。今回、同社よりご紹介を受けたモダンパス合同会社に対し、環境ビジネス事業を絡めた当社の事業戦略にご理解を頂き、資金調達の検討を進めて参りました。ドリームアセットマネジメント株式会社との定期的な情報交換の中で、今回の増資の割当予定先、増資の方法及び投資事業有限責任組合へ出資されている投資家との調整等を目的とするファイナンシャル・アドバイザリー契約を締結するに至りました。

当社は、割当予定先であるドリーム５号投資事業有限責任組合の運営者であるモダンパス合同会社に対して、当社の事業戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、当社の現状を理解していただいたうえで投資のご判断をいただきました。モダンパス合同会社は当社の事業構想を評価し、今後の成長が期待できる投資先として当社に注目したとのことであり、一方、当社は同社について、同社が当社の事業計画及び将来性に評価を頂いた点や、同社がこれまで他の上場企業に対して行っている投資経験の実績における信頼性から、当社の事業成長のビジョンと価値観を共有できる相手先であると判断し、このたび本新株予約権付社債及び本新株予約権の割当予定先として同社が運営を行っているドリーム５号投資事業有限責任組合を選定いたしました。

なお、割当予定先であるドリーム５号投資事業有限責任組合からは、当社に対して純投資目的で資金を投下していただけるとの意思表明を頂いております。また、当社が割当予定先を選定した理由は、割当予定先は純投資を目的としていることから、当社の経営に参加し、また当社を子会社化又は系列化する意向がないことが明らかであるためです。

当社は７期連続して財務体質の毀損が続いている状況であり、経営状態の悪化が続いているため、新株式の発行による資金調達の交渉は難しい状況であります。また、当社を取り巻く事業環境の悪化から、新株予約権の割当予定先を新たに見つけ出すことすら、非常に厳しい状況である現状況下において、当社の資金需要を充たすタイミングで、適当である割当予定先を探し出し、さらに当社の希望する条件での資金調達を行うことは極めて困難な状況にあります。当社の資金需要の時期に確実に合わせる形での割当予定先の選択及び資金調達が困難な状況である以上、本新株予約権付社債の割当予定先であるドリーム５号投資事業有限責任組合の投資方針（本新株予約権付社債と本新株予約権のセットによる投資方針）に依拠せざるを得ない状況であります。よって、現時点において新規事業である環境事業の拡大における詳細な資

金使途は決定しておりませんが、このタイミングで新株予約権の発行により調達することになりました。

なお、当社は割当予定先から、反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。また、当社においても、外部機関に調査を依頼し、割当予定先が反社会的勢力との間における関係がない旨の確証を得ております。

また、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行は、日本証券業協会会員である証券会社の斡旋を受けて行われたものではありません。

（３）割当予定先の保有方針

割当予定先である投資事業有限責任組合は、純投資を目的としております。また、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断のうえ、本新株予約権付社債に付随する新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式及び本新株予約権の行使により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、市場動向を勘案しながら売却する方針でありますが、運用に際しては市場への影響を常に留意しているとのことです。

（４）割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

当社は本新株予約権付社債の発行及び本新株予約権の発行に係る払込みについて、割当予定先であるドリーム５号投資事業有限責任組合の自己資金をもって払込みを行うとの説明を受けております。

この点、当社は、金融機関から提出された残高証明書により割当予定先の預金口座に本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行価額の合計に相当する 101,850 千円を上回る残高が確保されていることを確認しております。また、当該残高から 101,850 千円を控除した残余残高は、本新株予約権の行使に要する払込金額の総額に相当する 200,012 千円を満たしておりませんが、まず、本新株予約権の行使をする前に、本新株予約権付社債 100,000 千円を順次株式に転換し市場売却を行うことで資金の流動化を計ります。その後、当初の払込資金である 101,850 千円を控除した投資事業有限責任組合残余資金（約 50,000 千円）と、株式市場において流動化した本新株予約権付社債約 100,000 千円の合計約 150,000 千円により、本新株予約権の大部分を行使し、その行使により取得した株式の売却とその売却代金を用い、残りの本新株予約権を行使していく予定です。また、本新株予約権付社債の転換行使後の当社普通株式及び本新株予約権の行使による当社普通株式の売却株数とその期間については、1 日あたり売却株数は、直近の一定期間の 1 日当たり平均売買出来高の 20%以下を目途とし市場における影響を見合いながら市場売却をする予定であるとのことです。

当社の過去２年間（平成 22 年５月 26 日から平成 24 年５月 25 日）の日次売買高の中央値は 20,500 株であり、取引規模が小さく、直近の取引一定期間（５日間～10 日間）の売買出来高の 20%程度を市場において取引することによる株価変動率の影響は、市場における売買出来高の関与割合と株価変動率には厳密な関連性はありませんが、当社の過去 2 年間（平成 22 年 5 月 26 日から平成 24 年 5 月 25 日）の日次株価変動率の平均値（5.89%）を参考に、株価変動率への影響を５％と判断しております。

また、割当予定先は払込金額に相当する額の資金を当社の顧問弁護士である二重橋法律事務所（住所：東京都千代田区　代表　大塚和成）が管理するエスクロー口座に入金しており、当社は平成24年５月21日付で入金されていることを確認しております。

以上より、当社は割当予定先が本新株予約権付社債に付された新株予約権および本新株予約権の行使に要する財産を有しているものと判断いたしました。

（５）株式貸借に関する契約

割当予定先と当社および当社役員との間において、本新株予約権付社債に付された新株予約権および本新株予約権の行使により取得する当社株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。

（６）その他重要な契約等

割当予定先との間において締結した重要な契約はありません。

７．募集後の大株主及び持株比率

募集前（平成24年3月31日現在）		本新株予約権付社債及び本新株予約権が全行使された場合	
株式会社大倉商事	13.20%	ドリーム５号投資事業有限責任組合	39.83%
株式会社ファインモードインターナショナル	10.42%	株式会社大倉商事	7.95%
大阪証券金融株式会社	9.12%	株式会社ファインモードインターナショナル	6.27%
大武浩幸	9.11%	大阪証券金融株式会社	5.49%
大脇功嗣	4.99%	大武浩幸	5.48%
新井紀之	3.96%	大脇功嗣	3.00%
久保田定	3.96%	新井紀之	2.38%
株式会社ＦｌａｇＳｔａｒＰａｒｔｎｅｒｓ	3.96%	久保田定	2.38%
五洋インテックス取引先持株会	2.97%	株式会社ＦｌａｇＳｔａｒＰａｒｔｎｅｒｓ	2.38%
一言伊左夫	1.98%	五洋インテックス取引先持株会	1.79%

（注）１．上記の割合は、少数点以下第３位を四捨五入しております。

２．今回発行される本新株予約権付社債及び本新株予約権は、行使までは潜在株式として割当予定先にて保有されます。今後割当予定先によるそれらの行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主及び持株比率の状況が変動いたします。平成24年６月30日以降に本新株予約権付社債及び本新株予約権が全て行使された場合の大株主の持株比率です。

３．募集後の大株主及び持株比率は、平成24年３月31日時点の株主名簿を基準としております。

８．今後の見通し

（１）業績への影響の見通し

今後は、本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行により、当社の自己資本の充実及び収益性の向上による早期の業績回復を行うことが、更なる企業価値及び株主価値の向上に寄与するものと考えております。財務基盤の安定化により、得意先及び金融機関の与信判断にも好材料になり、継続及び安定した取引が見込まれます。さらに、新規事業へ積極的に参入することができ、将来の当社グループの事業基盤及び収益の拡大への貢献が見込まれます。

当該第三者割当による本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行にかかる事業展開が平成 25 年３月期の当社の業績に与える影響につきましては、現在精査中であり、詳細が判明次第公表いたします。また、事業展開の進捗等につきましては、今後、四半期決算短信等で報告いたします。

（２）企業行動規範上の手続きに関する事項

第三者割当による本新株予約権付社債の発行による潜在的株式1,785,700株の発行によって当社の発行済株式総数は9,359,850株となり、本件に係る取締役会決議前における発行済株式総数に基づく議決権の数に対し、希薄化率は23.6%となります。さらに、本新株予約権が行使された場合に発行される株式3,226,000株を加算した発行済株式総数は12,585,850株となり、これら２つを合わせた希薄化率は、66.2%となり、25%以上となることが確実な状況であります。

従って、当社は、株式会社大阪証券取引所の定める「企業行動規範に関する規則」第２条の規定に定める株主の意思確認手続を実施する予定であり、平成24年６月28日に開催予定である定時株主総会において、第三者割当による本新株予約権付社債及び本新株予約権の発行による資金調達の必要性及び相当性について、普通決議により賛否を頂く方法により株主の皆様のご判断をいただくこととしております。

９．最近３年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

（１）最近３年間の業績（連結）　（単位：百万円）

決算期	平成 22 年３月期	平成 23 年３月期	平成 24 年３月期
連結売上高	998	1,038	1,091
連結営業利益	△124	△147	△136
連結経常利益	△127	△162	△148
連結当期純利益	△164	△185	△163
１株当たり連結当期純利益（円）	△27.04	△30.51	△23.63
１株当たり配当金（円）	－	－	－
１株当たり連結純資産（円）	114.36	83.90	57.37

（注）△は損失を示しております。

（２）現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況（平成 24 年５月 25 日現在）

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	7,574,150 株	100.0%
現時点の行使価額における潜在株式数	－	－
下限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－	－
上限値の転換価額（行使価額）における潜在株式数	－	－

（３）最近の株価の状況

① 最近３年間の株価の状況

	平成 22 年３月期	平成 23 年３月期	平成 24 年３月期

始　値	57 円	39 円	60 円
高　値	96 円	112 円	98 円
安　値	37 円	37 円	44 円
終　値	41 円	62 円	74 円

② 最近６か月間の状況

	平成 23 年 11 月	平成 23 年 12 月	平成 24 年 １月	平成 24 年 ２月	平成 24 年 ３月	平成 24 年 ４月
始　値	69 円	58 円	59 円	56 円	64 円	74 円
高　値	69 円	71 円	60 円	67 円	98 円	83 円
安　値	52 円	56 円	55 円	55 円	62 円	62 円
終　値	58 円	60 円	58 円	64 円	74 円	62 円

③ 発行決議日の前営業日における株価

	平成 24 年５月 25 日現在
始　値	62 円
高　値	62 円
安　値	59 円
終　値	60 円

（４）最近３年間のエクイティ・ファイナンスの状況・第三者割当増資

払　込　期　日	平成 23 年９月 12 日
調達資金の額	88,500,000 円（差引手取概算額 79,575,000 円）
発　行　価　額	59 円
募集時における発行済株式数	6,074,150 株
当該募集による発行株式数	1,500,000 株
募集後における発行済株式総数	7,574,150 株
割　当　先	第三者割当の方法による。割当予定先及び割当株式数は次のとおり。 ①大武浩幸　690,000 株 ②久保田定　300,000 株 ③新井紀之　300,000 株 ④一言伊左夫 150,000 株 ⑤安井健一　60,000 株
発行時における当初の資金使途	①新規商材導入のための関連費用　67,000,000 円 ②ＷＥＢ事業の費用　12,000,000 円
発行時における支出予定時期	平成 23 年９月～平成 23 年 12 月
現時点における充当状況	調達資金のうち、新規商材導入のための関連費用に 45,000,000 円を、ＷＥＢ事業の費用に 3,500,000 円を充当し、残額につきましては平成 24 年５月以降、両事業の仕入資金に充当する予定です。

以上

五洋インテックス株式会社
第１回無担保転換社債型新株予約権付社債
社債要項

１．募集社債の名称	五洋インテックス株式会社 第１回無担保転換社債型新株予約権付社債 （転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下、「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）
２．募集社債の総額	金１億円
３．各募集社債の総額	金 500 万円の１種
４．各募集社債の払込金額	金 500 万円（額面 100 円につき金 100 円）
５．各新株予約権の払込金額	本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない
６．新株予約権付社債の券面	本新株予約権付社債については、記名式とし、本新株予約権付社債を表章する新株予約権付社債券を発行しない。 なお、本社債と本新株予約権のうち一方のみを譲渡することはできない。
７．利率	本社債には利息を付さない。
８．物上担保・保証の有無	本新株予約権付社債には物上担保及び保証は付されず、また本新株予約権付社債のために特に留保されている資産はない。
９．社債管理者の不設置	本新株予約権付社債は、会社法第 702 条ただし書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。
10．社債の払込期日	平成 24 年６月 29 日
11．新株予約権の割当日	平成 24 年６月 29 日

12．償還の方法及び期限

（1） 本社債は、平成 26 年６月 29 日にその総額を額面 100 円につき金 100 円で償還する。
ただし、繰り上げ償還に関しては本項第（2）号及び第（3）号に定めるところによる。

（2） 当社は、当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（当社が他の会社の完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をすることを当社の株主総会で決議した場合（株主総会決議が不要な場合は、取締役会決議をした場合。）、本新株予約権付社債の社債権者に対して、償還日から 30 日以上 60 日以内の事前通知を行った上で、当該組織再編行為の効力発生日以

前に、その時点において未償還の本社債の全部（一部は不可。）を本社債の額面 100 円につき金 100 円で繰り上げ償還する。

(3) 本新株予約権付社債の発行後、平成 26 年 6 月 29 日まで（当日を含む。）いずれかの 5 連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の毎日の終値が 28 円を下回った場合には、本新株予約権付社債の社債権者は、その選択により、当社に対して事前通知を当該 5 連続取引日の最終日の翌取引日から 5 取引日後の日まで（当日を含む。）の間に、償還日まで 50 取引日以上の期間を定めて行い、かつ当社の定める請求書に繰り上げ償還を請求しようとする本社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれを記名捺印した上、第 19 項記載の償還金支払場所（以下「償還資金支払場所」という。）に提出することにより、償還日においてその保有する本社債の全部又は一部を額面 100 円につき金 100 円で繰り上げ償還することを当社に対して請求する権利を有する。

(4) 償還すべき日が銀行休業日にあたるときは、その前営業日にこれを繰り上げる。

(5) 当社は、発行日の翌日以降いつでも、償還日から 15 営業日以内の事前の繰上償還の通知を行った上で、その選択により、その時点で残存する本新株予約権付社債の全部又は一部を繰り上げ償還することができる。

13. 本新株予約権の内容

(1) 社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は 1 個とし、合計 20 個の本新株予約権を発行する。

(2) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数の算定方法

本新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求する本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を本項第（8）号記載の転換価額（ただし、本項第（9）号乃至第（11）号によって調整された場合は調整後の転換価額）で除して得られる最大整数（以下「交付株式数」という。）とする。この場合に 1 株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権の新株予約権者は、平成 24 年 6 月 30 日から平成 26 年 6 月 29 日までの間（以下「行使期間」という。）、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、①当社の選択による本社債の繰上償還の場合は、償還日の 3 営業日前の日まで、②期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の

喪失時までとする。上記のいずれの場合も、平成 26 年 6 月 29 日より後に本新株予約権を行使することはできない。

(4)　新株予約権の行使の条件

当社が第 12 項第（2）号及び第（3）号に基づき本社債を繰り上げ償還する場合、第 12 項第（6）号に基づき取得した本社債を消却する場合、及び当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、当該償還日、消却日又は期限の利益喪失日以降､本社債に係る本新株予約権を行使することはできない。当社が第 12 項第（4）号記載の社債権者の請求により本社債の全部又は一部を繰り上げ償還する場合には、所定の償還請求書が償還金支払場所に到着したとき以降、当該本新株予約権を行使することはできない。また、各本新株予約権の一部について本新株予約権を行使することはできないものとする。

(5)　本新株予約権の取得事由

本新株予約権の取得事由は定めない。

(6)　新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、交付株式数に本項第（8）号の転換価額（ただし、第（9）号乃至（12）号によって調整された場合は調整後の転換価額）を乗じた額とする。

(7)　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(8)　転換価額

本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる 1 株あたりの額（以下「転換価額」という。）は、56 円とする。

(9)　転換価額の調整

当社は、本新株予約権付社債の発行後、本項第（10）号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある

場合は、次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \dfrac{\text{交付普通株式数} \times 1\text{株当たりの払込金額}}{\text{時　　価}}}{\text{既発行普通株式数} \quad + \quad \text{交付普通株式数}}$$

（10）　転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第（11）号②に定める時価を下回る払込金額をもってその発行する当社普通株式又はその処分する当社の有する当社普通株式を引き受ける者の募集をする場合

調整後の転換価額は、払込期日又は払込期間の末日の翌日以降、また、当該募集において株主に株式の割当を受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日の翌日以降これを適用する。

② 株式分割又は株式無償割当による当社普通株式を交付する場合

調整後の転換価額は、当該株式分割等により株式を取得する株主を定めるための基準日（基準日を定めない場合は、効力発生日）の翌日以降これを適用する。当社普通株式の無償割当について、当社普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

③ 本項第（11）号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付と引換えに取得される証券（権利）もしくは取得させることができる証券（権利）、又は行使することにより当社普通株式の交付を受けることができる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行する場合

なお、新株予約権無償割当ての場合（新株予約権付社債を無償で割り当てる場合を含む。以下同じ。）は、新株予約権を無償として当該新株予約権を発行したものとして本③を適用する。

調整後の転換価額は、発行される新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）その他の証券又は権利（以下「取得請求権付株式等」という。）の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され当社の普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権及び新株予約権付社債の場合は割当日）又は無償割当の効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、転換、交換又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合は、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

④ 本号③における対価とは、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の発行に際して払込がなされた額（新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を

加えた額とする。）から、その取得又は行使に際して新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。

⑤ 本号①乃至③の各取引において、株主に割当を受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としている時には、本号①乃至③に係らず、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日まで（以下の算式において「当該期間」という。）に、本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付するものとする。この場合に1株未満の端数を生じたときにはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

（11） ①転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

②転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日数を除く。）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の終値（気配値表示を含む。）の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

③転換価額調整式で使用する既発行株式数は、当該募集において株主に株式の割当を受ける権利を与える場合は、当該権利を与える株主を定めるための基準日、また、それ以外の場合は、調整後の転換価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。

④転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。ただし、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

（12） 本項第（10）号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場

合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。

① 株式の併合、合併、会社分割又は株式交換のために転換価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

③ 転換価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(13) 本項第（9）号乃至第（12）号により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債の社債権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。

(14) 本新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権の行使請求受付事務は、第 18 項記載の行使請求受付場所（以下「行使請求受付場所」という。）においてこれを取り扱う。

①本新株予約権を行使請求しようとする社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、行使請求期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。

②行使請求受付場所に対し行使請求に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することができない。

(15) 本新株予約権の行使請求の効力発生時期

行使請求の効力は、行使請求に要する書類の全部が行使請求受付場所に到着した日に発生する。

(16) 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、社債、株式等の振替に関する法律（平成 13 年法律第 75 号）及びその他の関係法令に基づき、当該本新株予約権者が指定する口座管理機関における振替口座簿の顧客口への記録を行うことにより株式を交付する。

(17) 本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

14. 担保提供制限

(1) 当社は、本社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、当社が国内で発行する他の転換社債型新株予約権付社債に担保権を設定する場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき、同順

位の担保権を設定する。なお、転換社債型新株予約権付社債とは、会社法第2条22号に提議される新株予約権付社債であって、それに係る社債を新株予約権の行使に際して出資する目的とするものをいう。

(2) 本項第（1）号に基づき設定した担保権が本新株予約権付社債を担保するに十分でないときは、当社は直ちに本新株予約権付社債を担保するに十分な担保権を追加設定するとともに、担保権設定登記手続きその他担保権の設定に必要な手続きを完了し、かつ、設定した追加担保権について担保付社債信託法第77条の規定に準じて公告するものとする。

15. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次の各場合には本社債についての期限の利益を失う。

(1) 当社が第12項第（2）号及び第（3）号の規定に違背したとき。

(2) 当社が第14項第（1）号の規定に違背したとき。

(3) 当社が、前2号以外の本要項の規定に違背し、本新株予約権付社債の社債権者から是正を求める通知を受領した後30日以内にその履行又は是正をしなとき。

(4) 当社が本社債以外の債権について期限の利益を喪失し、又は期限が到来してもその弁済をすることができないとき。

(5) 当社が社債を除く借入金債務について期限の利益を喪失し、もしくは期限が到来してもその弁済をすることができないとき、又は当社以外の社債もしくはその他の借入金債務に対して当社が行った保証債務について履行義務が発生したにもかかわらず、その履行をすることができないとき。ただし、当該債務の合計額（邦貨換算後）が5億円を超えない場合は、このかぎりではない。

(6) 当社が、破産手続開始、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の申立をし、又は解散（合併の場合を除く。）の議案を株主総会に提出する旨の決議を行ったとき。

(7) 当社が、破産、民事再生手続開始もしくは会社更生手続開始の決定、又は特別清算開始の命令を受け、又は解散（合併の場合を除く。）したとき。

16. 社債権者に通知する場合の公告

本社債の社債権者に対し公告を行う場合は、法令に別段の定めがある場合を除き、当社は電子公告によりこれを行うものとする。ただし、自己その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載する。なお、法令に別段の定めがあるものを除き、公告の掲載に代えて社債権者に対し直接に通知する方法によることができる。

17. 償還金支払事務取扱者（償還金支払場所）

五洋インテックス株式会社　管理本部

18. 行使請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部

社債原簿管理人

19. 譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

20. 社債権者集会

(1) 本社債及び本社債と同一の種類の社債（以下「本種類の社債」という。）の社債権者集会は、一つの集会として開催される。

(2) 本種類の社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、本種類の社債の社債権者集会の日より少なくとも２週間前までに本種類の社債の社債権者集会を招集する旨及び会社法第 719 条各号所定の事項を通知する。

(3) 本種類の社債の社債権者集会は、東京都においてこれを行う。

(4) 本種類の社債の総額（償還済みの額を除く。）の 10 分の１以上にあたる本種類の社債を有する本社債権者は、本種類の社債の社債権者集会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本種類の社債の社債権者集会の招集を請求することができる。なお、当社が有する本種類の社債の金額の合計額は本種類の社債の総額に算入しない。

21. 本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しないこととする理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本新株予約権の行使は本社債の現物出資によりなされ、かつ本社債が繰り上げ償還されると本新株予約権の行使期間が終了しこれに伴い本新株予約権は消滅する等、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、当初の転換価額を前提とした本新株予約権に内在する理論的な経済的価値と、本社債に本新株予約権を付した結果、本新株予約権付社債全体の発行に際し、本社債の利率、払込金額等のその他の発行条件により当社が得ることのできる経済的価値とを勘案して、本新株予約権と引換えに金銭の払込を要しないこととした。

22. 募集の方法

第三者割当の方法により、ドリーム５号投資事業有限責任組合に割り当てる。

23. 申込期間

平成 24 年６月 29 日

24. 上記に定めるものの他、本新株予約権付社債に関し必要な事項は、代表取締役社長に一任する。

25. 上記各項については金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

株式会社五洋インテックス第1回新株予約権

発行要項

1．新株予約権の名称　株式会社五洋インテックス第1回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

2．本新株予約権の払込金額の総額　金 1,850,000 円

3．申込期日　平成 24年6月 29 日

4．割当日及び払込期日　平成 24年6月 29 日

5．募集の方法

第三者割当ての方法により、すべての本新株予約権をドリーム5号投資事業有限責任組合に割り当てる。

6．新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社の普通株式 3,226,000 株とし、本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分する数（以下「交付株式数」という。）は 64,520 株とする。但し、本項第(2)号及び第(3)号により交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額（第9項に定義する。以下同じ。）の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 交付株式数の調整を行うときは、当社は、調整後交付株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

7．本新株予約権の総数　50個

8．本新株予約権1個あたりの払込金額　　金 37,000 円

9．本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に交付株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの出資される財産の価額(「行使価額」という。)は、当初 62 円とする。但し、行使価額は第 10 項の定めるところに従い調整されるものとする。

10．行使価額の調整

(1) 当社は、当社が本新株予約権の発行後、下記第(2)号に掲げる各事由により当社の普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{交付株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(但し、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利の取得、転換又は行使による場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

② 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当をする場合

調整後行使価額は、当該株式の分割又は無償割当てのための基準日(無償割当てのための基準日がない場合には当該割当ての効力発生日とする。)の翌日以降これを適用する。

③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され、若しくは当社に対して取得を請求できる証券を発行(無償割当の場合を含む。)する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利を発行(無償割当の場合を含む。)する場合

調整後行使価額は、発行される証券、新株予約権又は権利のすべてが当初の取得価額で取得され又は当初の行使価額で行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、かかる証券若しくは権利の払込期日又は新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の割当日の翌日以降、また、募集又は無償割当てのための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを準用する。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日に先立つ45 取引日目に始まる 30 取引日（終値のない日を除く。）の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

③ 行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

(5) 上記第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。

① 株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。

② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

③ 行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権の新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

平成 24年6月 30 日から平成 26年6月 29 日（但し、平成 26年6月 29 日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日）までの期間とする。但し、以下の期間については、行使請求をす

ることができないものとする。

① 当社普通株式に係る株主確定日（株式会社証券保管振替機構「株式等の振替に関する業務規程」に規定するものをいう。以下同じ。）の3営業日（振替機関の休業日等でない日をいう。以下同じ。）前の日から株主確定日までの期間

② 振替機関が必要であると認めた日

③ 第 14 項に定める組織再編行為をするために本新株予約権の行使の停止が必要である場合であって、当社が、行使請求を停止する期間（当該期間は 1 か月を超えないものとする。）その他必要事項を当該期間の開始日の1か月前までに本新株予約権の新株予約権者に通知した場合における当該期間

12. その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権の取得事由

(1) 当社は、本新株予約権の割当日から 3 ヶ月を経過した日以降いつでも、大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が 10 取引日（大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配値を含む。）のない日を除く。）連続して本新株予約権の行使価額の 130％を超過した場合、当社取締役会が本新株予約権を取得する日（以下「取得日」という。）を定めたときは、取得の対象となる本新株予約権の新株予約権者に対し、取得日の通知又は公告を当該取得日の 20 日前までに行うことにより、取得日の到来をもって、本新株予約権1個につき本新株予約権1個当たりの払込価額と同額で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。

(2) 本新株予約権の新株予約権者は、前号の場合であっても、当社による本新株予約権の取得日の前日まで本新株予約権を行使することができる。

14. 合併、会社分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併、新設合併消滅会社となる新設合併、吸収分割会社となる吸収分割、新設分割会社となる新設分割、株式交換完全子会社となる株式交換、又は株式移転完全子会社となる株式移転（以下「組織再編行為」と総称する。）を行う場合は、当該組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権に代えて、吸収合併存続会社、新設合併設立会社、吸収分割承継会社、新設分割設立会社、株式交換完全親会社又は株式移転設立完全親会社（以下「再編当事会社」と総称する。）は、それぞれ、以下の条件に基づき本新株予約権の新株予約権者に新たに再編当事会社の新株予約権を交付するものとする。

(1) 新たに交付される新株予約権の数

新株予約権者が有する本新株予約権の数をもとに、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 個未満の端数は切り捨てる。

(2) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の種類

再編当事会社の同種の株式

(3) 新たに交付される新株予約権の目的たる株式の数の算定方法

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 株未満の端数は切り上げる。

(4) 新たに交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に調整する。調整後の 1 円未満の端数は切り上げる。

(5) 新たに交付される新株予約権に係る行使可能期間、当該新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金、再編当事会社による当該新株予約権の取得、組織再編行為の場合の新株予約権の交付、新株予約権証券及び行使の条件

第 11 項乃至第 14 項、第 16 項及び第 17 項に準じて、組織再編行為に際して決定する。

(6) 新たに交付される新株予約権の譲渡による取得の制限

新たに交付される新株予約権の譲渡による取得については、再編当事会社の取締役会の承認を要する。

15. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

16. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。

17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし(計算の結果 1 円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

18. 新株予約権の行使請求の方法

(1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権の新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、自己の氏名又は名称及び住所、自己のために開設された当社普通株式の振替を行うための口座(社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」という。)第 131 条第 3 項

に定める特別口座を除く。）のコードその他必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出しかつ、かかる行使請求の対象となった本新株予約権の数に本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額を乗じた金額（以下「出資金総額」という。）を現金にて第21項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座（以下「指定口座」という。）に振り込むものとする。

(2) 本項に従い行使請求を行った者は、その後これを撤回することはできない。

(3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が第20項記載の行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に係る出資金総額が指定口座に入金された日に発生する。

19. 株式の交付方法

当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに振替法第130条第1項に定めるところに従い、振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

20. 行使請求受付場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社

21. 払込取扱場所

株式会社三菱東京UFJ銀行　小牧支店

22. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

本新株予約権の行使価額その他本新株予約権の内容を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個当たりの払込金額を37,000円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は第9項記載のとおりとし、行使価額は、当初、当該発行に係る取締役会決議日の直前取引日（平成24年5月25日）の大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値60円を参考に62円とした。

23. その他

(1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

(2) 上記のほか、本新株予約権の発行に関して必要な事項の決定については、当社代表取締役社長に一任する。

(3) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく有価証券届出書の効力が発生

していることを条件とする。